

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月31日
【会社名】	株式会社 A C S L
【英訳名】	ACSL Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 C o - C E O 早川 研介
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 C o - C E O 早川 研介
【本店の所在の場所】	東京都江戸川区臨海町三丁目6番4号2階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役C o - C E O 早川研介及び代表取締役C o - C E O 寺山昇志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。なお、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続きを実施し、整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、当社グループ）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性、並びに当社グループの主要な事業目的が国産ドローンの開発・製造・販売であることを考慮し、当事業年度の予算計画をベースに、売上高金額の高い事業から合算していき、売上高のおおむね2 / 3を超える事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「売上原価」「研究開発費」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、法人税等及び未払法人税等、繰延税金資産及び法人税等調整額、投資有価証券等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役C o - C E O 早川研介及び代表取締役C o - C E O 寺山昇志は、2025年12月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。